

福井医療大学授業科目の履修及び試験に関する規程

(趣旨)

第1条 福井医療大学における授業科目の履修及び試験に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(他専攻の授業科目の履修)

第2条 所属する学科以外の科目の履修は、授業担当教員が教育上有益と認め、かつ、当該科目の授業に支障がないと認めたときに限り許可する。ただし、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第36条及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に定める卒業に必要な単位数には含めない。

(履修上の年次の取扱い)

第3条 休学等の理由により当該年次の教育課程に係る科目の修得単位が極めて少ない場合にあつては、当該年次の教育課程を適用させることができる。

(復学者に係る通年の科目の履修)

第4条 通年の科目の半期分を履修して休学した者が、復学した場合において、当該科目担当教員が、授業内容が同一等の理由から有効と認めたときは、履修した半期分については、履修したものとみなすことができる。

(試験)

第5条 試験は、定期試験、追試験および再試験とする。

(定期試験の時期)

第6条 定期試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことがある。

2 各科目の試験実施日時は、実施のおおよそ6日前に掲示する。

(定期試験の受験資格)

第7条 履修届を提出した科目は、定期試験を受験することができる。ただし、当該科目の授業の出席日数が所定の3分の2以上であることを要する。出席日数が3分の2未満の場合は、未履修となり受験資格はない。

(学生証の提示)

第8条 受験者は、学生証を試験実施中机上に提示しなければならない。学生証を忘れた者は、あらかじめ仮学生証（交付手数料 100 円）の交付を受け机上に提示するものとする。

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事由により受験できない者は、追試験を受けることができる。事由を明記した追試験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して当該試験実施後5日以内に教務学生係に提出するものとする。

2 追試験は、追試験願を提出した者のうち、次の各号に該当する場合は、当該科目担当教員に意見を求め、教務会議（臨時）の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の重い病気(医師の診断書を添付すること)
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) その他やむを得ない事由

3 前項第2項の(1)の急性の重い病気及び(2)の忌引の期間は、「IV. 学生生活について 2. 欠席の取り扱い」に応じ、当該各号に定めるものとする。

4 休学期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

5 追試験合格者の成績は、履修方法の5. 単位の授与・成績評価・卒業の要件に従う。追試験で不合格になった場合は、再試験を受けることができる。

(複数の担当教員により開講する科目の試験の実施及び成績評価方法)

第10条 当該科目担当教員により協議し、一括した試験を実施し、総合評価を行うことを原則とする。

(成績の通知)

第11条 成績の結果については、学期毎に教務学生係から学生に可否を知らせた上で保護者に通知する。

(中間試験の取扱い)

第12条 通年による科目については、学年の履修状況を把握するため、科目担当教員は、当該科目の授業の終了を待たず、学期末又は学年末に実施する試験期間に、中間試験を実施することができる。なお、中間試験の成績は、当該科目の授業時間中等、科目担当教員において適宜通知するものとする。

(再試験)

第13条 再試験は、定期試験又は追試験に合格しなかった者に対して願い出により原則1回行う。

2 再試験を受けようとする者は、下記の期限までに再試験願(所定の用紙)を提出しなければならない。

再試験願提出期限 再試験前日 17:00 (土曜 12:30)

3 再試験合格者の成績は「可」とする。

4 再試験料は1科目1回につき3,000円とする。尚、レポート提出の場合も再試験料を支払わなければならない。

5 再試験の追試験はやむを得ない事由を除き原則として実施しない。やむを得ない事由とは第9条2項に準ずる。

(再試験及び追試験の時期)

第14条 再試験は、原則として当該科目の試験のあった年次に行う。再試験は、本試験から一定の期間を空けて行う。

2 追試験は、原則として学生が受験可能となった時期に速やかに行う。

(再試験及び再実習に合格しなかった者の取扱い)

第15条 講義、演習による科目の再試験に合格しなかった者については、保留とすることができる。

(1) 保留科目は、原則として当該年度に評価する。

(2) 保留中の評価方法及び試験時期については、科目担当教員に委ねる。

(3) 保留科目合格者の成績は「可」とする。

(4) 保留期間中の成績表示は「保留」とする。

(5) 休学中は、保留科目の評価を受けることは出来ない。

2 不合格者については、原則として新たに履修しなければならない。

(不正行為)

第16条 試験実施の際学生が不正行為を行った場合は、学部にあつては教授会の議を経て、研究科にあつては研究科会議の議を経て、学長は次の措置を講ずるものとする。

(1) 当該科目、当該学期において履修登録した全科目および通年の全科目の単位を認めない。

(2) (1)に該当する科目は次年度以降に再度履修した上で、試験の受験を認める。

- (3) 学則第 48 条及び大学院学則第 46 条に基づき懲戒を行う。

(不正行為の定義)

第 17 条 不正行為又は疑わしい行為とは、試験においてなされる次に掲げる行為をいう。

- (1) 参照を許可されていない書籍、ノートその他の物件を試験中に参照すること。
- (2) 参照を許可された書籍、ノートその他の物件を試験中に貸し借りすること。
- (3) 机、身体、所持品、用紙、書籍等に解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載（そのような記載が許されている場合を除く。既に記載されているものをそのまま利用する場合を含む。）し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
- (4) 他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させること。
- (5) 試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人が自己の答案を見ている状態をことさらに放置すること。
- (6) 答案を交換すること。
- (7) 試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること又はそのような行為（共謀・助勢・要求・加担）をすること。
- (8) 科目担当教員又は試験監督者が「注意書」等により「不正行為」に該当する旨を警告した上で明示的に禁止した行為をすること又はそのような警告の下でなされた指示に従わないこと。
- (9) その他健全な大学人としての常識にてらし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められた行為をすること。

(修士論文)

第 18 条 学位論文の審査を申請する者は、論文審査申請書に所定の書類を添えて、研究指導教員の承認を得て、研究科会議に提出するものとする。

(雑則)

第 19 条 この細則に定めるもののほか、履修及び試験に関し必要な事項は、教授会及び研究科会議が定める。

附 則

- 附則 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附則 2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附則 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。